第４８号議案

第四十八号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者　江戸川区長　多田正見

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第二条の二の二第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付　則

（施行期日）

第一条　この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、付則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第二条　この条例による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第48号議案

第二条中江戸川区特別区税条例付則第六条第二項から第四項までを削る改正規定の次に次のように加える。

付則第七条を次のように改める。

第七条　削除

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、控除対象配偶者に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。